## 日本科学未来館 飲料水等自動販売機設置・管理運営事業者公募 審査基準

1本科子木米郎 即	R料水等自動販売機設置・管理 ■	建呂爭弟	者公募	番 <b>台</b> 基準 ┃ ┃	
項目	評価内容	配点	加点	評価基準	提出書類
財務基盤·参加資格	財務基盤、経理状況	-	-	・財務基盤や経理状況に問題がないか (公募要領 7.(2))	決算報告書納稅証明書
	参加資格		-	・参加資格を満たしているか (公募要領 7.(2))	会社経歴書会社組織図
自社の特徴、実績	当該事業との合致	-	-	・当該事業に対する特徴や実績が示されており、当該事業の遂行能力があると判断できるか	企画提案書2 [様式自由]
自販機	自販機の機能 安全対策	1	ı	・提案された自販機が、仕様に適合しているか (仕様書 II.1) ・日本工業規格 (JIS) 及び業界自主規制に準拠した震災対応、転倒防止対策が行われているか (仕様書 II.5.(1)) ・工事、原状回復についての要件が満たされているか (仕様書 II.5.(2)(3))	企画提案書3 [様式2]
商品構成	取扱商品の構成、価格、来館者 ニーズへの対応	30点	_	・提案された商品構成が、仕様に適合しているか。 (仕様書 II.2)	企画提案書4 [様式自由]
			_	・販売価格は標準価格と比べて妥当な価格となっているか。 (仕様書 II .3.(1))	
			30点	・幅広い商品構成が提案されており、来館者の多様なニーズに応える構成となっているか。 (仕様書 II.2)	
売上歩合	下限40%以上の提案	15点	15点	・「売上歩合使用料」の提案内容について、順位により加点する (仕様書 II.3.(2))	企画提案書5 [様式3]
管理運営	保守点検の体制 商品補充 空容器回収、周辺美化	20点 -	10点	・保守点検の計画は適正か(仕様書 II.4.(1)) ・商品補充の頻度等、在庫管理計画は適正か(仕様書 II.4.(2)) (仕様書 II.4.(3)) ・空容器の回収について、適切な回収頻度など、自販機周囲の美化を目的とした取り組みが具体的に 計画されているか	企画提案書6 [様式3]
	苦情・問い合わせへの対応		10点	・利用者からの苦情、問い合わせについて、適切に対応されるか(仕様書 II .4.(4)) ・故障等のトラブルに、迅速に対応できるか(仕様書 II .4.(5)) ・紙幣、硬貨切替等による適正部品の調達交換が実践できるか(仕様書 II .4.(6))	
ラッピング	周辺環境との調和	20点	20点	・未来館のトーン&マナー、館周辺の環境から乖離したデザインとなっていないか ・プラスチック容器を取り扱わない未来館のメッセージが反映される仕様となっているか (仕様書 II.5.(3)) ・製作体制、工程については現実的な内容となっているか。	企画提案書7 [様式自由]
オリジナル商品の 取り扱い	取扱商品の対応の柔軟性	5点	5点	未来館オリジナル飲料(ボトル缶500ml)について、設置する自販機で販売可能な場合の販売、管理、運用方法、体制等について提示されているか。 (仕様書 II .2.(7))	企画提案書8 [様式自由]
飲料以外の 取り扱い	取扱商品の対応の柔軟性	5点	5点	子育て支援の観点から育児用品(紙おむつ、粉ミルク)などの販売が可能な場合の販売、管理、運用方法、体制等について提示されているか。 (仕様書 II.2.(8))	企画提案書9 [様式自由]
調達導入・設置 運用開始	全体的なスケジュール工程	1	-	ラッピング済自販機の調達導入、設置および運用開始にかかるスケジュールを提示すること。	企画提案書10 [様式自由]
ワーク・ライフ バランス	ワーク・ライフ・バランスなどの 取組みについて (ワーク・ライフ・バランス等の 取組に関する認定内容等により加 点する。複数の認定等に該当する 場合は、最も配点が高い区分によ り加点を行う。〕	点		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定を受けているか。(ただし、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たしていること。) L行動計画 ※常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。…1点 [えるぼし認定段階1…2点、段階2…3点、段階3… 4点、プラチナえるぼし認定…5点] 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定を受けている。 L行動計画(令和7年4月1日以後の基準) ※常時雇用する労働者の数が100以下の事業主に限る(行動計画が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ※次世代法第 12 条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第 42 号)による改正後の次世代法第 12 条第5 項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの。…1点 トライくるみん認定企業(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)…3点 くるみん認定企業(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)…3点 くるみん認定企業(令和4年4月1日~令和4年3月31日までの基準) …3点 くるみん認定企業(令和4年4月1日~令和4年3月31日までの基準) …3点 くるみん認定企業(令和7年4月1日以後の基準) …4点 ブラチナくるみん認定企業(令和7年4月1日以後の基準) …4点 ブラチナくるみん認定企業(令和7年4月1日以後の基準) …4点	企画提案書11 [様式5]
	100	)点			
	合計	100	7111		